

## マスター消費生活アドバイザー制度の創設について

(一財)日本産業協会は、当協会が資格付与する消費生活アドバイザー(別紙参照)を対象に、「指定大学院(当協会において指定)」における所定のコースを修了する等の認定要件を満たした場合に取得できる資格として「マスター消費生活アドバイザー」を創設することとしました。

### 1. 新制度の趣旨

本資格制度は、2019年4月に消費者庁の懇談会が公表した「消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会報告書」において示された具体的な方策(=「T字型人材」の育成に向けて既存の資格制度と連動した新たな専門資格制度が必要)に沿って創設されるものです。

更なる学びを求める消費生活アドバイザーは多数存在しており、本資格制度の創設は、消費者政策や消費者志向経営を本格的に学ぶ契機となるだけでなく、消費者庁による就労支援も提言されていることから、消費生活アドバイザーが、行政及び企業において、活躍の場を更に拡げるチャンスとなるものと期待されます。

### 2. マスター消費生活アドバイザーの認定要件(以下のすべてを満たすこと)

- (1) 消費生活アドバイザー資格保有者
- (2) 5年以上の社会人経験(うち、顧客関連業務(営業・商品開発等を含む)に1年以上従事していること)があること
- (3) 当協会が指定する大学院における「消費者政策」「消費者志向経営」等のコースにおいて所定の科目を履修し、当該大学院を修了していること

### 3. スケジュール

- ・2019年11月以降 各大学大学院からの申請受付
- ・2019年12月 指定大学院の決定(第一次)
- ・2020年04月 指定大学院でのコース等開講(プレ開講含む)
- ・2022年04月 マスター消費生活アドバイザーの申請受付、認定

### 4. 日本産業協会について

1980年に、通商産業省(当時)の事業認定を得て、消費生活アドバイザー資格試験を開始。同資格は、現在、内閣総理大臣及び経済産業大臣事業認定資格となっている。2018年には、消費生活アドバイザーの入門資格として「お客様対応専門員(CAP)」(別紙参照)を創設し、幅広く消費者志向の人材養成を図っている。

### 5. 本件問い合わせ先

(一財)日本産業協会 担当：川口  
東京都千代田区内神田2-11-1 島田ビル3階 電話：03-3256-7731

2019年9月24日  
(一財)日本産業協会

## マスター消費生活アドバイザーについてのFAQ

Q：マスター消費生活アドバイザーに認定されるには？

A：次の要件をすべて満たす方の申請により、日本産業協会が認定いたします。

- 消費生活アドバイザー有資格者
- 5年以上の社会人経験（うち、顧客関連業務（営業・商品開発等を含む）に1年以上の従事経験）がある者
- 指定大学院の所定の科目を履修し、その大学院を修了した者

なお、申請受付は、2022年度以降を予定しています。

Q：日本産業協会が指定する大学院とはどこか？

A：「消費者政策」「消費者志向経営」など、消費者に関連した専門性を深めることを目的とした所定のコースがある大学院からの申請を受けて、日本産業協会が指定を行います。現時点では未定ですが、指定後は速やかにHPに公表いたします。

Q：マスター消費生活アドバイザーは、消費生活アドバイザーの上位資格なのか？

A：消費生活アドバイザーの皆様が指定大学院で更に知識を修得したという証明であり、いわば付加価値の付与です。したがって消費生活アドバイザーの上位の資格ということではありません。

Q：マスター消費生活アドバイザーになると就労支援が受けられるのか？

A：2019年4月に消費者庁の懇談会から出された「消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会報告書」において、「消費者庁は、行政及び企業がそれぞれのニーズに応じて、消費者政策に係る学位取得者や資格取得者を積極的に登用する環境作りを、他省庁と連携しつつ、行うべきである。」と提言されていますが、今のところ具体的に決定していることはない認識しています。

なお、日本産業協会が個々の企業や省庁等に対して、マスター消費生活アドバイザーの個別就労あっせんを行うことはありません。

Q：顧客関連業務とは具体的にどのような業務が含まれるのか？

A：次のような業務が含まれます。

- 消費者に直接対応している部門（相談室・コールセンター等）の業務
- 消費者向け広報や営業に関する部門の業務
- 消費者関連製品の開発・企画に関する部門の業務

Q：認定の際に別途、試験や面接があるのか？

A：認定要件を満たしているか否かについて書類審査を行います。  
試験や面接は行いません。

Q：申請費用は必要ですか？

A：認定にかかる実費相当額を想定しています。（正式な金額は未定）

Q：マスター消費生活アドバイザーの資格証はありますか？

A：資格証の発行を予定しています。

Q：マスター消費生活アドバイザーに、有効期限はありますか？

A：マスター消費生活アドバイザー資格の有効期限は、申請時点の消費生活アドバイザー資格の有効期限までとなります。消費生活アドバイザー資格の有効期限の更新を行うことにより、マスター消費生活アドバイザー資格の有効期限も同様に延長されます。